

介護の仕事及び介護福祉士を目指す方を応援します 介護従事者新規就労定着支援事業

士別市では、市内の介護サービス事業所に就労する介護従事者の確保及び定着を図るため、「**介護職員初任者研修、生活援助従事者研修又は介護福祉士実務者研修課程**」の研修に要した受講費用の一部を貸付けします。



●事業対象者●

平成 29 年 4 月 1 日以降に介護職員初任者研修、生活援助従事者研修又は介護福祉士実務者研修課程を修了し、市内の介護サービス事業所に就労又は就労を予定している市内在住の方。

●貸付内容●

研修を受講した際に負担した受講料及びテキスト代金の 10 分の 9 以内の額とし、介護職員初任者研修は 1 1 万 2 千円、生活援助従事者研修は 4 万円、介護福祉士実務者研修は 1 3 万 5 千円を上限とします。(千円未満切り捨て)

ただし、国、都道府県、市町村等から介護職員初任者研修、生活援助従事者研修又は介護福祉士実務者研修の受講に係る経費の貸付等を受けている場合における貸付対象経費は、当該貸付等の金額を除いた額とします。

●償還の免除●

研修修了時において就労者であった者にあつては、同一の事業所に研修を修了した日から、内定者であった者にあつては、同一の事業所に就労した日から起算して 3 年を経過したとき、実務経験証明書を提出することで償還の免除が受けられます。

※研修修了後又は就労後、同一事業所に 3 年間就労できない場合でも特例措置があります。

(裏面に続く)

●申請方法●

研修を修了した日から1年を経過するまでの間に、士別市介護従事者新規就労定着支援事業貸付申請書に次の書類を添付し、提出して下さい。

- ①修了日がわかる研修受講修了証明書又は受講修了を証明する書類の写し
- ②研修受講に係る領収書その他受講料の納付を証明する書類
- ③事業所への内定又は雇用を証明する書類
- ④その他市長が必要と認める書類

※申請後、貸付決定（却下）通知書を送付し、おおよそ2週間で指定口座に振り込みます。

●申請先●

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

士別市役所 健康福祉部 介護保険課（TEL0165-26-7752）

